

兵庫県河川審議会第3回企画部会 質疑概要

【日 時】平成 23 年 11 月 16 日（水）10：00～12：00

【場 所】女性交流館 5 階 501 会議室

【出席者】

〔委 員〕道奥部会長、井上委員、吉田委員、田中丸委員、角松委員、酒井委員

〔庁内検討会議メンバー〕復興支援課ほか 18 課室（出席者名簿参照）

〔事務局〕総合治水課（出席者名簿参照）

〔傍聴者〕なし

〔報道関係者〕なし

【議 事】

1. 「兵庫県総合治水条例（仮称）」の修正骨子（案）について
2. 「兵庫県総合治水条例（仮称）」の審議スケジュール（案）について

【要 旨】

事務局からパブコメ、市町意見等を踏まえた修正骨子案について説明し、質疑を行った。

【議事に関する質疑応答（主なもの） ●委員 ○事務局】

(1)「兵庫県総合治水条例(仮称)」の修正骨子(案)について[資料1—1～2—2]

●井上委員：総則編（資料 2－1 P 1）「前文」の第 2 段落について、「災害に強い森づくり及び土砂の流出対策」「河川対策及び下水道整備」「流域の貯留施設の確保」の流れが方策編の構成と合っていないため、チグハグな印象を受ける。

○山内課長：まず、山をしっかりと管理するということが非常に重要。山地からの土砂の生産を抑える、流木の河道への流出を抑えるためにまず山をしっかりと管理する。で、それでも出てくる土砂が河道閉塞等しないように、しっかりと治山・砂防事業に取り組む。それを所与のものとして、それでなおかつ下流域に流出する洪水に対して、この総合治水というものを位置づけますという意図。

方策⑨で「災害に強い森づくり」が出てくるが、ここでは保水力向上、流域の持つ保水機能・貯水機能向上という意味での山の位置づけを書いている。

●井上委員：前文はどちらかというと水の流れてくる順序を書いているという意味だな。了解。

●角松委員：方策編①「整備」と「維持」のところで、従前案では河川工事と維持の上位概念として「整備」というのを使っていたのを、「整備」と「維持」を並立するように全部変更しているが、河川法に照らすと従前案に近いと思うが、変更した理由は。

○山内課長：県民にとっては、「整備」と「維持」とを分ける方が理解しやすいと考えた。

●角松委員：条例化の作業時、用語の定義付では注意が必要。河川法と違う意味での「整備」であることをあらかじめ予告しておいた方がよい。（「維持」が消えないよう。）

●角松委員：調整池設置にかかる技術基準はいつどういう形式で決まるのか。

○山内課長：規則、またはそれ以下の規定で定めるかどうかは未定だが、条例の施行と合わせて定める予定。

●角松委員：1 h a 未満の開発は現行の指導要領の適用外と同じ扱いになるという理解でよいか。

○八木下副課長：調整池設置の義務化について、詳細は鋭意検討中。なお、現時点では、行政指導において求めているものをそのまま条例化しようと考えている。その旨は記載している。

●角松委員：了解。現行を踏襲することで検討されているということであれば、特に異議はない。変更を予定されているのであれば、このままだと、読む人は維持することを予見するので、そうあればそれを書き込んでおくべきかと思ってお尋ねした次第。

●角松委員：(方策編⑧－2 P19)「所有者」を「所有者等」とした理由は。

○八木下副課長：水田やため池では「管理者」という概念もでてくるので、現時点では「所有者」だけで限定するのはなく、「等」を加えた。

●角松委員：所有権に基づく内在的制約で行くと、ここで「等」をつけて管理者を入れる理由を説明しなければならなくなるので、矛盾が生じないような表現を工夫のこと。

●角松委員：(方策編 P24,25)水防法と地下街の関係について、現状、水防法で位置付けられていない地下街が存在するという課題を示すと関係の趣旨がよりわかりやすいと思う。

●酒井委員：水防法に基づく避難確保計画は公表するとあるが情報の入手方法は。たとえば三宮の地下街の避難計画の内容は知ることができるのか。

○八木下副課長：地域防災計画に位置付けられたものについては公表されている。三宮の地下街については、浸水想定区域に含まれていないため、地域防災計画には上がっていないはずであり、自主的に取り組まれているかどうかというところ。

●酒井委員：開発区の中での開発（市街地開発事業等）についての調整池設置の考え方。

○八木下副課長：現行の行政指導の対象は、開発の単位として流出係数が増大するかどうかで判断している。再開発の場合はたぶんほとんどが元々の宅地を宅地にするので、対象にはならないという判断をしている。まれに区画整理なんかで、農地とひっくるめて区画整理をされる場合には作っていただいたりしている場合もある。

ですから、開発単位で流出増になるかならないかというところで、対象にするかを判断している。開発済みの土地での宅地化における流出抑制は、方策⑧－1 貯留浸透施設となる。

●角松委員：「開発」の定義は、都市計画の開発行為の概念をよりせばめる形で、その内で降雨による雨水の流出増大をもたらすものとに限定しているが具体的な記載があるのか。

○八木下副課長：指導要領では、特に列記はしていない。案件毎に判断しているのが実情。今回、条例化にあたり詳細を示す必要があると考えている。

●角松委員：とすると、現状としては、流出量の増大をもたらすかどうかは、開発の内容を精査しないとわからないということになる。今後はある種の事前指導の仕組みのようなものを入れておかないと、開発者には予測がつかないということになる。

○八木下副課長：調整池の義務化の詳細については、法制的に重点的に検討が必要な部分だと思っている。

●田中丸委員：(総則編P7 「総合治水推進計画」について、河川整備基本方針・河川整備計画との関係、位置付けを教えて欲しい。

○八木下副課長：検討中であるが、河川整備基本方針・河川整備計画というのは、「河川」の計画。「総合治水推進計画」の中で河川対策は方策のひとつになる。整備計画と「総合治水推進計画」との整合性という点でいうと、河川整備計画あるいは基本方針の中で、流域対策によるカット分を見込むか見込まないかというところだと思っている。武庫川水系では、河川の対策の方にその流域対策があるものとして見込んで、基本方針・整備計画を立てている。ただ、他水系の既存の整備計画は、想定していない。見込める確実性が相当担保されないと、河川整備計画の中で見込むのは難しいという状況であるので、基本方針・整備計画は、「+ α 」で流域対策があるという形にならざるを得ないと考える。

●田中丸委員：河川整備計画に関しては、当面の20～30年という目標の期間の定義があるが、ここでの「総合治水推進協議会」が策定するであろう「総合治水推進計画」に関しては如何。

○八木下副課長：流域対策については、いろいろな管理主体があって、将来目標と近々の目標というのが必要なんだとは思ってモデル的に計画を作っていく中で、検討する必要がある

●井上委員：(方策編P26) 浸水防止の教育のことは書いてあるが、「避難」ということが書かれていません（弱い）。

●道奥部会長：(総則編P1) 流木というのは人工林だけではなく、河道の中もある。「災害に強い森づくり及び土砂の流出対策」とあるが、「流出対策」じゃなくて「流出抑制対策」か。

(P 2) 解説(1)「気候変化」は絶対にある。地球規模とかそういう意味なら、「気候変化」ではないか。

(P 3) 解説(9)環境や景観との調和を図るとあるが、何と調和を図るのか。総合治水対策の施設か何か。それとも社会そのものか。「対」の言葉が無い。

(P 4)「事業者」というのは、定義は不要か。

(P 7) モデル計画には、フォローアップの中にやり直し、PDCAということも視野に入れるべき。

●田中丸委員：(総則編P 5)(9)「公的補助、税制優遇等、インセンティブを与えるような仕組み「も」効果があると考えられます」、の「も」はインセンティブの扱いが付随的という印象を受ける。

○山内課長：インセンティブの中には支援、推進策等幅広くあると思う。パブコメ、市町意見の中にもこの論点の意見は非常にたくさんあり、しっかりこれについては考えていく必要がある。

●井上委員：(方策編P 8)解説(7)「被害が生じないような規模」という書き方がしてあって、先ほどは「雨水からの流出が増えない」という「増加させない」という書き方だったが被害と雨水の流出とがイコールなのか。

○八木下副課長：現行の調整池設置指導は被害が生じないようにとして、その計算の方法としては流域もひっくるめて下流の河川あるいは水路の流下能力見合いで調整している。そのため、流出増分と調整分がイコールではない。

●道奥部会長：(方策編P 26)総合治水対策というのは、少なくとも災害の「防止」じゃなくて最小化・緩和。

(P 1)(5)「事前放流の実施等、洪水調節効果を増進させるダムの適切な維持管理等」について、洪水調節「効果」とあるが、これは「機能」。ダムの「維持管理」とあるが、「維持管理」はメンテナンスで、事前放流は「運用」。

(P 3) 河川整備と河川改修、意味が同じであれば、どちらかに統一すべき。

(P 7)「流出係数増」は「流出増」ではないか。

(P 11)「流出雨水量」という表現は適當か。

○脇舛副課長：都市浸法でこの表現が用いられているが、検討する。

●道奥部会長：(P 18)環境への関心を「醸成」は表現として違和感がある。

(P 19)貯留浸透施設の設置した施設(以下、「貯水施設」と省略しているが、浸透施設も貯水施設というふうに入ってしまう。

(P 21)森林整備による保水力の「向上」は回復とか、もとどおりにする、とか本来の機能・保水力を戻すとか再生とかそういう話で、向上はないというスタンスだと思う。表現を再考のこと。

ところどころ「～～してもらう」という表現は、ちょっとこの文書にはあまりなじまない表現だと思う。

●田中丸委員：(P 25)「冠水状況がわからない等のおそれのある道路アンダーパス部」という長い表現で非常にわかりづらい。「冠水状況がわかりづらい」でよい。

●道奥部会長：(参考資料2－1)「施策の推進にあたり市町に負担が生じないようにしてもらいたい」について、県民には負担をお願いし求めようとするそういう条例を作ろうとしているので、県民が痛みを負担する中で市町が負担はしたくないという考え方はおかしい。また、市町に対する県の回答がどうもはっきりしていない。そのまま、負担しない総合治水対策になるんじゃないかというふうに受け取られかねない。

○八木下副課長：骨子案では「県・市町・県民及び事業者が連携し、一体となった取り組みのもとで推進されなければなりません」、要は、痛みを伴うものだという意味でこれを書いており、この言葉をもって我々の気持ちを表している。

●道奥部会長：若干、表現が間接的。

○八木下副課長：各市町は、財政事情等もある中でのご意見だと思っており、この言葉で通じるとは考えている。

●井上委員：資料2－1は、県で集約したのか。しかし具体的な意見を見ると、過大な負担は、とか全然負担しないとは言っておられないと理解できる。また、「市町負担や開発者の負担増」と、市町のところには「増」という言葉がないが原文どおりか。

○八木下副課長：市町意見については原文のまま。

●道奥部会長：総合治水対策ひとつでも、市町の協力が得られなかつたら骨抜きになってしまう点は心配。

●角松委員：一番予想できる負担というのは、広い意味での事務負担。

○八木下副課長：調整池に係る開発等の申請等に関連して若干の事務負担が増えることや方策を進めるための啓発活動、内水ハザードマップには経費が必要になることは想定される。

(2) 「兵庫県総合治水条例(仮称)」の審議スケジュール(案)について[資料3]

質疑なし

—以上—

兵庫県河川審議会第4回企画部会 質疑概要

【日 時】平成23年12月2日(水)10:00~12:00

【場 所】パレス神戸2階大会議室

【出席者】

〔委 員〕道奥部会長、井上委員、安田委員、田中丸委員、角松委員、酒井委員

〔府内検討会議メンバー〕復興支援課ほか19課室(出席者名簿参照)

〔事務局〕総合治水課(出席者名簿参照)

〔傍聴者〕なし

〔報道関係者〕なし

【議 事】

1. 「兵庫県総合治水条例(仮称)」の修正骨子(案)について

2. 「総合治水の推進について」部会報告について

【要 旨】

1. 事務局から第3回企画部会での意見等を踏まえた修正骨子案について説明し、質疑を行った。

2. 企画部会の報告について、事務局素案を基にとりまとめた。

【議事に関する質疑応答(主なもの)●委員 ○事務局】

(1)「兵庫県総合治水条例(仮称)」の修正骨子(案)について[資料1-1~3]

●角松委員: 「～もらいます」を修正した件、一部表現がそのままの箇所があるので検討されたい。(資料2-2 P6, 9)

「開発行為」という語句は都市計画法や森林法の開発行為と連動してとらえられかねないので、「開発」で統一すべき。

P9で「保全」という語句に定義が必要かどうかを検討されたい。

○八木副課長: 修正する方向で検討する。

●安田委員: 資料2-2 P9骨子1と4の違いは。

○八木下副課長: 1は、条例制定前に既に行政指導で設置している調整池については、保全に努めてもらいますということで、努力義務として努めていただくということを書いている。4は、そういう調整池の中でも、特に総合治水推進計画において保全するものとされたときには、既に設置されている調整池について、保全の義務が発生するという構図。

●安田委員: 1と4をこれだけ離して書くと解りにくいので、1に含める等すべき。

1へクタール未満の開発に伴い設置された調整池というのは、把握しているのか。

○八木下総合治水課副課長: 県の指導対象ではないので、把握できていない。

●安田委員: マンションの場合だと、管理主体は管理組合に移っているケースがある。

必要性や立入事故の危険性を鑑みると保全することは非常に迷う部分だと思う。

○八木下副課長：その点については、法制上、検討が必要と考える。

●安田委員：資料2-2 P11と31「国土利用計画法や土地計画法等の個別規制法に」とあるが国土利用計画法は個別規制法ではないので文章表現を整理されたい。

○八木下副課長：再確認の上、見直す。

●安田委員：資料2-2 P1整備と維持の問題で、河川法では整備を含むが、ここでは違うという点、解りにくい。

総合治水の理念である協働と参画の精神が総則編でも明確に謳うべきかと。「～求めます」という表現とは矛盾する印象を受けた。

●道奥部会長：部会長（私）に一任いただき、事務局と調整する。

●角松委員：整備と維持を分けた点については解りやすさを優先したということで、この注記をつけていれば、いいのではと思う。

●道奥部会長：資料2-2 P9「ヘクタール」片仮名表記になっている。

●角松委員：資料2-2 P9 骨子5の勧告・公表の対象について、原案だと条例制定後しか適用されないが、条例制定前で今の計画に位置づけられて、義務化されたものに対しても適用したほうが筋が通ると思うが如何か。

○脇舛副課長：既設の調整池は、公的な義務としてはない形で設置されたものであって、これらを厳格に義務づけをするというのは非常に難しいのではと思う。ただ、特に計画に基づいて合意がなされたものについては実効性を確保するために義務を課すというものであり、勧告・公表というところまで踏み込まない考え方をどうと思っている。

●酒井委員：貯留と貯水の使い分けを整理されたい。余り分けなくていいのでは。

●道奥部会長：調整と調節という語句も然り。

○八木下副課長：貯留と貯水の区別は骨子案のなかで定義したもの。施設の主目的が雨水流出抑制か、利水かという判断で区分している。

その上で、各戸貯留は⑧-1（資料2-2 P17）のほうに入っていますけれど、現実としては各戸貯留の目的は利水だと思うので、ここは検討する。

調整、調節という語句は河川管理者が行うようなものについては調節という言葉を使っている。河川管理者以外の者が行う流出抑制については調整という言葉を通して使い分けているが様々。

資料2-2 P10「堤体」と「貯水池」は調整池を構成するものとして、貯留とか貯水とかという概念とは違う意味で使っている。

●井上委員：用語集はつくるのか。

○八木下副課長：検討する。

●田中丸委員：資料2-1 P7 「河川整備基本方針・河川整備計画の関係」で「です」「ます」表現は「である」表現で統一のこと。「この計画」は「河川計画」とするほうが良い。

また、流域対策による効果量イコール大きな降雨というわけではないので、例えば、流域対策による効果量を上乗せすることで、より大きな降雨に対応できるようになるといったような表現とすべきでは。

●酒井委員：(同頁) 図の中の右側のほうには、「量」が括弧に入っているが意図は。

○八木下副課長：これについては、必ずしも計画に対応した量をきちっと示す必要がないという意味。

●角松委員：(同頁) 「一定の降雨に対して流域対策による効果量が増加すると河川対策の対象量が減少するという関係にある。」と書いてあるが、下図の右側の方針をとった場合は、結果的には減少しないが如何か。

○八木下副課長：流域対策というのは効果の発揮しないものとしての河川計画を策定した上でプラスアルファであるという意味。

●井上委員：(同頁) 総合治水推進計画は、河川対策プラス流域対策という理解でよいか。

○八木下副課長：河川下水道対策、流域対策、減災対策の構成であるが、当該箇所では、河川計画と総合治水推進計画の関係として、河川対策と流域対策を抜き出している。

●井上委員：総合治水対策は浸水被害の防止ではなくて緩和とか軽減がその目的とあるが、河川計画との目的に差があることを考慮しなくてもよいか。

○八木下副課長：流域対策では、河川計画と同程度の実効性を担保することができるという点が重要になってくる。

●井上委員：河川管理者の「逃げ道」にならないか懸念する。

●道奥部会長：そういう疑義が生じないような審議会の答申にしたいと思う。

●安田委員：(資料2-1 P8) 現在の河川計画策定状況を、ここに示すのはおかしいのは。

○八木下副課長：「逃げ道」になるという誤解を受けないようにすることも踏まえ、再考する。

●角松委員：(同頁) 実効性のある総合治水推進計画のところに、例えば、県民、事業者等との協働のもとにというふうなことを入れることによって、「そういうことじやなくて、みんなで考えてつくっていくんだよ」と意味である程度の理念を打ち出せると思う。

(2)「総合治水の推進について」部会報告について[資料4-1, 4-2]

●道奥部会長：(P4) 都賀川における水難事故の記載について、河川灾害との誤解を生みかねない。

●安田委員：(P5) 行政内の関係部局の連携が重要。追記すべきでは。

○山内課長：盛り込む方向で検討する。

●田中丸委員：(P7) ウ「貯留した雨水を生活用水に活用する」というのは、先ほどの貯留、貯水の議論を前提にすると適切な使用か。

(P8) 参画と協働の促進ですが、事業者も入れるべきでは。

(P4) 「総合治水という大義の下、」で、ここに「、」が入ると何か大義のもとに体系化されていなかったというふうにつながってしまいかねない。「、」を削る等すべきでは。

(P4) 「流域対策」の説明にはと浸透に関する記載を追加すべき。「不充分」は「不十分」かと。

●道奥部会長：(P7) 「可視化」は視覚に限定したニュアンスとなり、感覚に訴えるチャネルが少ないような気がする。「みえる化」の表現では如何か。

●安田委員：「可視化」は視覚障害者に配慮した言葉として使用は適切か。

●酒井委員：可視化という意味の中にディスクローズ、公開の意図も含めるべきでは。一番議論した調整池のことが触れられていない。

●道奥部会長：調整池の義務化について、③の冒頭に言及するよう検討されたい。

●井上委員：(P4) 「内水の下水道施設による浸水被害対策」は解りにくい表現。

(P4) の規準と(P7)の基準の字句の使い分けを整理されたい。

(P3) 「技術的、専門的」より「専門的、技術的」のほうが一般的かと。

●田中丸委員：(p4) 「網羅的に」「堤内地に」と「に」が連続するので再考を。「堤内地」という専門用語の使用についても再度検討されたい。

—以上—